

速報

左京歯科医師会会員の先生へ

先日中医協の総会が行われて、本年3月末日が経過措置の期限となっている電子処方箋の扱いが見直されたようです。

現在は医療DX加算1.2.3がありますが、4月から電子処方箋ありとなしで加算が1～6に分けられます。電子処方箋が導入されていなくても引き続き医療DX推進体制整備加算が算定できるという事です。見直されたことにより、急いで電子処方箋を導入する必要がなくなりましたので、補助金やHPKIカードの件も考慮する余地が出ます。

どうせ期間限定やしということで、施設基準出されていない先生は、出してはいかがでしょうか。チェックするだけオッケーです。

正式な報告は追ってさせていただきます。

左京保険参事

祐森善彰

yumori.dc1984@gmail.com